

技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に記載の業務内容及び応札者に求める要求要件の各項目に従い、技術提案書を作成し、提出すること。

また、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

2 技術提案書の構成・提出部数

- (1) 技術提案申請書（様式1）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案書（様式2）・・・・・・・・・・ 6部
- (3) 企画提案書の電子ファイル（CD-ROM）・・・・ 1式
- (4) 総合評価基準の別紙1「IV ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 総合評価基準の別紙1「V賃上げを実施する企業に関する指標」における表明書がある場合は、その写し・・・・・・・・・・ 1部
- (6) 競争加入者の概要（要覧、会社案内等）・・・・ 6部
- (7) 直近の財務諸表等の資料・・・・・・・・・・ 6部
- (8) 任意団体に関する事項（様式3）・・・・・・・・ 6部
※提案者が任意団体である場合に限る。
- (9) 提案内容に基づく参考見積書・・・・・・・・ 1部
(一式ではなく、項目、単価、工数等の内訳を明記すること。)

3 技術提案書の提出期限

入札書の受領期限に同じ。

4 技術提案書の作成方法

- (1) 用紙の大きさはA4版タテ、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3サイズの折り込みも可とする。
- (2) 技術提案書のうち、企画提案書（様式2）は10ページ以内とすること。
- (3) 技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず応札者の負担とする。
- (4) 技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。(5) 期限を過ぎてからの書類の提出及び提出後の技術提案書の差し替え、変更、追加等は一切認めない。また、メール、郵送上の事故等の責任は一切負わない。
- (6) 技術提案申請書（様式1）を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。

5 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、連絡先を明記の上、以下の宛先に e-mail にて送信し、電話により受信の確認をすること。ただし、審査に関する質問は受け付けない。仕様書に関する質問は、競争参加者全員に回答する。

【宛先】文化庁参事官（生活文化創造担当）付 生活文化振興担当

E-mail : kurashi@mext.go.jp

(TEL : 075-451-9573)